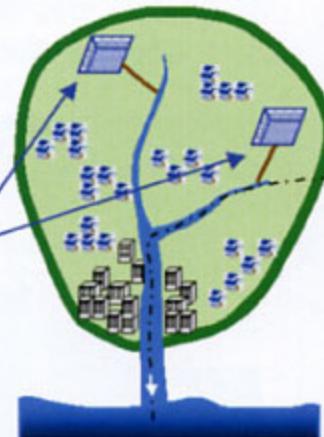
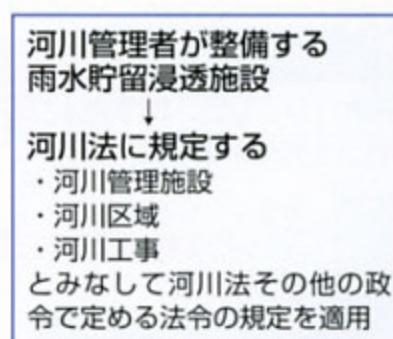


3 流域水害対策計画に基づく措置（第6条～第8条）

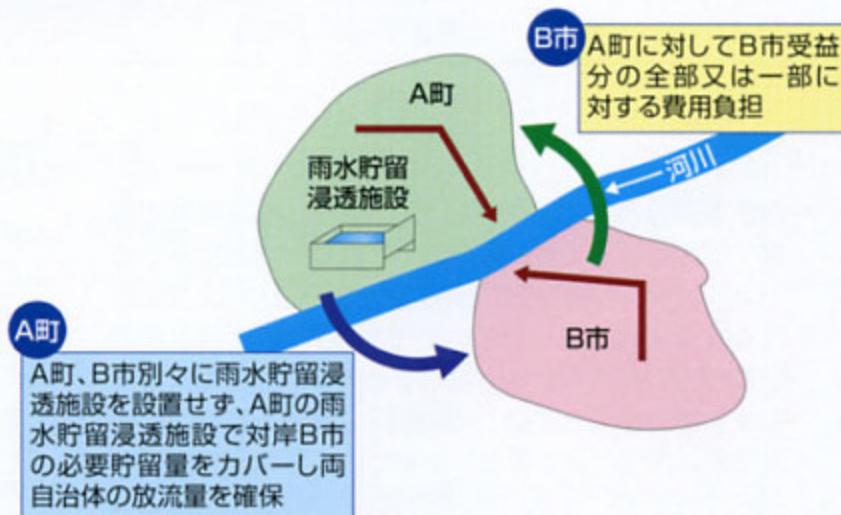
（1）河川管理者による雨水貯留浸透施設の整備（第6条）

- 流域水害対策計画に基づき特定都市河川流域に雨水貯留浸透施設を設置、管理する事ができる。
- 当該施設及びその敷地は河川法に規定する河川管理施設及び河川区域とみなす。
- 河川管理者は当該施設の敷地である土地の区域または当該施設に係る地下又は空間について一定の範囲を定めた立体区域を公示する必要がある。



（2）他の地方公共団体の負担金（第7条）

- 流域水害対策計画に定められた特定都市下水道の整備（汚水のみを排除するためのものを除く）及び雨水貯留浸透施設の整備等を実施する地方公共団体は、あらかじめ協議をした上でその事業により利益を受ける他の地方公共団体に利益を受ける限度において費用を負担させることができる。



（3）排水設備の技術上の基準に関する特例（第8条）

- 公共下水道管理者は、流域水害対策の実施にあたり必要に応じて条例により各戸の排水設備（下水（雨水））を公共下水道に流入させるために必要な排水施設に、貯留浸透機能を付加させることができる。

